

公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人青森県育英奨学会定款第4条第1号のうち、高等学校等に在学する生徒が受ける奨学金の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学生と奨学金)

第2条 本会は、優秀な生徒であつて経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与する。

2 この規則に基づき学資の貸与を受ける者を高等学校奨学生（以下「奨学生」という。）といい、その学資を高等学校奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 青森県人の子弟であること。

(2) 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）及び専修学校の高等課程に在学していること。

(3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること。

(4) 学資の支弁が困難であると認められること。

(奨学金の額及び貸与期間)

第4条 奨学金の月額は、18,000円、23,000円、30,000円、35,000円の中から奨学生が選択するものとする。

2 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した時から、その者の在学する学校の修業年限の終期とする。

ただし、奨学生に採用される前に、奨学金の貸与を受けた期間がある場合は、当該期間を除算する。

3 主たる家計支持者の失職、倒産、病気又は死亡若しくは火災、風水害等の事由により家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする者の、貸与期間等は、理事長が別に定める。

緊急採用による奨学金の貸与終期は、採用年度の年度末までとする。

4 学科の専攻科へ進学した奨学生は、引き続き修業年限の終期まで奨学金を貸与することができる。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学金申込書の提出)

第5条 奨学生志願者は、連帯保証人及び保証人と連署して、本会あての奨学金申込書、その他理事長が定める書類（以下「申込書類」という。）を現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出して、その推薦を受けなければならない。

2 奨学生志願者で、現に学校に在学していない者の申込書類は、前項の規定にかかわらず、その者の卒業した学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

3 第1項から第2項の規定により申込書類を受け取った学校の長が奨学生志願者を本会に推薦しようとするときは、第3条に規定する奨学生としての資格を審査の上、学業成績その他必要な事項を記入し、本会に提出するものとする。

4 連帯保証人は、青森県内に住所を有するものであつて、奨学生志願者が未成年者

の場合はその親権者又は後見人、成年者の場合は父母兄弟又はこれに代わるものでなければならない。

- 5 保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く。）の親族でなければならない。

（奨学生の採用及び確認書の提出）

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会において選考の上、これを決定する。

- 2 採用となった奨学生は、確認書を在学学校長を経て提出するものとする。

- 3 進学を条件として予約した者については、入学を証する所定の進学届及び確認書を在学学校長を経て提出させ、採用を決定する。

- 4 本会は奨学生を採用決定したときは、在学学校長を経て、決定通知を交付する。

（奨学金の交付）

第7条 奨学金は、2月分ずつ交付するものとし、特別の事情があるときは、3月分以上を合わせて交付することがある。

- 2 奨学金の交付は、奨学生の設ける銀行預金口座に振り込んで行うものとする。

（資格確認）

第8条 本会は、在学学校長の協力を得て、奨学生としての資格の確認等を行うものとする。

- 2 在学学校長は、調書により奨学生について、資格の確認等を行い、本会に報告するものとする。

- 3 本会は、前項の報告に基づき、奨学生に対しとるべき処置を決定し、必要に応じて、在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

（奨学生の異動届）

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。

- （1） 休学、復学、転学又は退学したとき。

- （2） 停学その他の処分を受けたとき。

- （3） 連帯保証人又は保証人を変更したとき。

- （4） 本人又は連帯保証人若しくは保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

（転学又は退学による奨学金の取扱）

第10条 奨学生が退学したときは、奨学生を辞退したものとみなす。

- 2 奨学生が、転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を継続することがある。

（奨学金の休止及び停止）

第11条 奨学生が休学したとき又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止し、又は奨学金の貸与期間を短縮することがある。

（奨学金の復活）

第12条 前条の規定により、奨学金の交付を休止又は停止された者がその事由が止んで願い出たときには、奨学金の交付を復活することがある。ただし、休止された時から2年又は停止された時から2年を経過したときはこの限りでない。

（奨学金の廃止）

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病などのために成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) 奨学生申込書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (7) その他奨学生としてふさわしくないと認められるとき。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(返還誓約書の提出)

第15条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人、保証人及び本人が未成年者の場合は親権者又は後見人と連署の上、返還誓約書(借用証書)を在学する学校又は在学した学校の長を経て、本会へ直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

(奨学金の利息)

第16条 奨学金には利息を付けない。

第3章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第17条 奨学生が第15条の各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に3を乗じた年月数の間に奨学金を返還しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。

3 奨学生又は奨学生であった者(奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当する場合は、その者の奨学金の返還については、前2項の規定は適用しない。この場合においては、本会の指定した日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

- (1) 第13条第6号の規定により奨学金を廃止されたとき。
- (2) 正当な理由がなく奨学金の返還を怠ったとき。

4 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定と異なる返還方法を指示することがある。

5 奨学金は、いつでも繰り上げ返還することができる。

(奨学金の返還猶予)

第18条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学するとき。
- (3) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返還が困難となったとき。

2 返還猶予期間は、前項第2号又は第4号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第19条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(延滞金)

第20条 奨学生であった者が割賦金の返還を6月以上延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金につき年利3パーセントの割合をもって返還期限の翌日から返還完了の日までの日数によって計算した金額とする。ただし、延滞金の額が百円未満であるときは、その金額を徴収しないものとする。

(返還金の強制)

第21条 奨学生であった者又はその連帯保証人若しくは保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続等により割賦金の返還を確保するものとする。

第22条 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還（第17条第3項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

2 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第20条第2項の規定を準用する。

(返還金の充当)

第23条 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号の定めるところにより割賦金に充当する。

(1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。

(2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。

(3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。

(奨学生であった者の届出)

第24条 奨学生であった者が卒業、修了又は退学したときは、その住所及び勤務先を直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

3 奨学生であった者は、その連帯保証人若しくは保証人を変更したとき又はそれら

の氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第25条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。

2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届けを提出しなければならない。

3 第1項の異動届を提出する場合は、第15条の規定に準じて返還誓約書(借用証書)を併せて提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第26条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

(1) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

(2) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったとき。

2 奨学生が負担する自宅から在籍する高校までの通学費又は下宿費が一定額以上である場合、理事長が定める方法により計算した額を免除することができる。

(返還免除の願出)

第27条 前条の規定により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人と連署の上次の各号の書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本

(2) 心身障害によるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(3) 通学費及び下宿費について、理事長が定める額を超える額を負担するときは、その負担額を確認することのできる書類

(返還免除の決定)

第28条 前2条の規定により奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第5章 補則

(実施細目)

第29条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則第4条第1項

の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に奨学生に採用される者に貸与される奨学金の月額について適用し、施行日前に奨学生に採用された者に貸与される奨学金の月額については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の公益財団法人青森県育英奨学会高等学校奨学金貸与規則の規定により貸与の決定がなされている学資に係る延滞金の計算については、なお従前の例による。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。